

物件登録に関するよくある質問（Q&A）

Q 2 6：物件を登録したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 2 6：「空き家バンク登録申込書」や「登録カード」を提出していただきます。
その他、「物件の位置図」、「間取り図」、「物件写真」、
「所有者が確認できる書類」などの提出をお願いいたします。
現地調査を経て、問題がなければ物件が登録されます。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 2 7：物件の位置図とはなんですか？

A 2 7：登録する物件の所在地が地図などで確認ができる書類です。
地図に登録する物件の所在地がわかるような印をつけたものや、
近隣の目印となるものから物件の位置関係がわかるように、
簡易な経路図を描いていただいたものでも問題ありません。
登録をする際に物件の位置を間違えないようにするためですので、
物件の位置が確認できるものであれば、どんなかたちでも問題ありません。

Q 2 8：物件の間取り図がないのですが、どうすればいいですか？

A 2 8：部屋の大まかな広さや位置関係、建物の形などがわかるように
簡易的に描いたもので問題ありませんので、ご提出ください。
現地調査の際に事前に把握するためですので、
間取りが事前に確認できるものであれば、どんなかたちでも問題ありません。

Q 2 9：物件の写真は必要ですか？

A 2 9：必要です。
登録にあたって現在の状況を確認するため、ご提出をお願いいたします。
物件の外観や内装、各種水回り設備、周辺環境などを撮影し提出をお願いいたします。

Q 3 0：「所有者が確認できる書類」とはどんなものがありますか？

A 3 0：「登記事項証明書(登記簿謄本)」があります。
その他、「固定資産税納税証明書」などの書類で代用できる場合もあります。

Q 3 1：物件が登録されるまで、どのくらいの時間がかかりますか？

A 3 1：手続きや物件の状態によりますが、登録に必要な書類をご提出いただき、
居住可能な状態であれば、現地調査後目安として2週間前後となります。
お急ぎの場合は申請時に担当にお伝えください。
その場で現地調査の日程調整が可能な場合があります。

Q 3 2：物件の現地調査は必須ですか？

A 3 2：物件の現地調査は必須です。
必要な書類をご提出いただいたのち、現地調査の日程を調整させていただきます。

Q 3 3：物件の所有者が遠方に住んでいる場合、手続きはどのように進めればよいですか？

A 3 3：内覧や交渉時に現地で対応する管理者をたてることができます。
遠方に住んでいて内覧等の対応が難しい場合は、管理者をたてて申請ください。
申請書類は郵送でも受け付けております。
申請すること自体が難しい場合は、所有者本人による申請が原則ですが、
委任状を提出することで代理人による手続きが可能となる場合があります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 3 4：賃貸と売買の両方に掲載することは可能ですか？

A 3 4：賃貸と売買いずれかのページへの掲載となります。

備考欄に明記することは可能ですので、その旨お伝えください。